



女

生

黒木隆之書



第 2 号

平成 24 年 1 月 1 日発行

発行人兼編集人 伊東安男

鹿児島県社会福祉施設経営者協議会

【事務局】

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町 1-7

県社会福祉センター内

TEL099-257-9885 FAX 099-250-9358

年頭所感

鹿児島県社会福祉施設経営者協議会 会長 伊東 安男

明けましておめでとうございます。

昨年は、3月11日の東日本大震災に日本中が驚き、悲しみ、そして泣かされた1年でした。自然の猛威の前には人間はいかに無力か、ということを思い知らされた1年であったように思います。

しかし、嘆いてばかりではいられないということで、経営協は、県社協や老施協等と提携し立ち上がりました。7月19日から10月6日までの足かけ4ヶ月、宮城県南三陸町の「デイサービスセンターうたつ」でのボランティア活動は内外に大きな反響を呼びました。

私も、宮城県に2回足を運びました。2回目の「南三陸町」には言葉を失いました。おそらく復興までには何十年もかかるのではと思うほどほどひどい状況でしたから。

しかし、昨年ほど人と人の「絆」が大切だといわれた年もありませんでした。

人が本来持っている優しさが実証された年でもありました。この優しさが、いつでもどこでも、みんなに広がっていくように期待したいものです。

昨年は、経営協もボランティア派遣を始めとして東日本大震災関連の活動が主体でした。今年度はあと3ヶ月残っていますが、知事と語る会、有識者会議、会計研修それに経営協新規加入促進等まだ課題を多く抱えております。安定した福祉行政推進のため精一杯努めてまいります。

今年度の最重要課題として取り組んでおります「組織強化」につきましては、少しづつ成果が見え始めております。徳之島や鹿児島市それに霧島市等から新しい法人加入がありました。さらに年明けには奄美を訪問し、加入を直接お願いする予定です。また、来年度からは、懸案であります奄美大島でのセミナー開催も実現に向けて考えたいと思います。

今年度は、介護保険事業や障害者自立支援法も改正の年になっており、福祉界にとっては大きな結節点になります。慢性的な課題になっている「人材確保」問題は種別を越えた大きな懸案になっております。昨年出された「収支差額」の問題も私ども経営者協議会にとって看過できない大きな課題だと思います。もちろん、建て替え費用等への充当などを考えると必ずしもマスコミで報道されるようなものではないにしても、社会の目は厳しいということを自覚し、職員待遇に還元するなどの対応も必要かと思います。

鹿児島県社会福祉施設経営者協議会は、会員の皆様及び県下のすべての社会福祉施設の先頭に立って新しい1年も頑張ります。よろしくお願ひいたします。



新年ごあいさつ

昨年同様どうぞよろしくお願ひいたします。本年も会員法人をはじめ福祉環境の前進に努めてまいります。

鹿児島県社会福祉施設経営者協議会 役員一同 組織・財政調査検討委員会 委員一同

青年経営者部会 役員一同

事務局 職員一同

新会計基準の制定と移行

1 現行の基準

現在の福祉関係分野では、平成 12 年に「会計基準」が制定された後、当該「会計基準」の他に、「指導指針」「就労支援会計処理基準」「老人保健施設会計・経理準則」「訪問看護会計・経理準則」「病院会計準則」など多様な会計ルールが混在しています。

2 改正の目的

旧基準から 10 年が経過した平成 23 年 7 月 27 日に、いわゆる「新会計基準」として新たに制定する旨の通知が厚生労働省から発出されました。その意図は以下のとおりです。

ア 各基準の併存解消による事務簡素化 イ 社会経済状況の変化 ウ 分かりやすい基準の作成 であり、公益会計基準のルールを取り込むとともに企業会計の原則も加味されました。

3 主な改正点

以下の項目を中心に改正されています。

ア 会計区分（事業区分・拠点区分・サービス区分） イ 財務諸表の様式・勘定科目 ウ 貢財諸表と付属明細書の構成 エ 1 年基準（=ワンイヤールール）、支払資金の範囲、基本金、国庫補助等特別積立金、引当金の会計処理の考え方 オ リース取引・金融商品・減損・税効果の新たな会計基準の導入

4 移行の時期

移行期限は、最終平成 26 年度決算までは旧基準によることができ平成 27 年度予算からすべて新基準に移行しなければなりません。

移行時期に関しては、各法人・施設の個別事情又は経理事務に係る習熟度その他の事情により、先行実施、それを参考にしながらの移行などそれぞれの判断に沿ったものになると考えられます。

ちなみに、県が実施した「移行予定時期に関するアンケート」結果は下表①のとおりで、この割合を用いて県経営協会員数（207 法人）で試算すると②のようになります。※あくまで調査時点における各法人の見込みである。

【アンケート調査時点：平成 23 年 10 月】 （単位：法人数）

移行予定年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	計
①県全体（注）	66	168	67	71	372
②経営協会員	37	93	37	40	207

注；調査依頼法人数 = 456 法人、回答法人数 = 372 法人

移行時期が未定の法人については、おおよその時期によった。

5 移行作業とスケジュール

各法人が現在採用している個別の基準から「新会計基準」に移行する際の取扱いについては、当協議会が平成 23 年 10 月に実施した会計研修における配付資料 P137 以降（頒布した『Q & A・資料』は P247 以降）に詳述しております。

また、基本的な移行スケジュールの例は次のとおりですが、各園の事情等考慮しながらそれぞれ至便な手順によることとしてください。

〔1段階〕 移行の前年度（理事会・評議員会）

- ・新会計基準に準拠した経理規程の改正
- ・新様式に基づく当初予算案の承認

〔2段階〕 移行年度開始の前日まで

- ・資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表様式、勘定科目の設定
- ・事業区分・拠点区分・サービス区分・勘定科目等の財務システム登録処理など

〔3段階〕 移行前年度決算の終了時

- ・新会計基準様式による貸借対照表の作成

特別養護老人ホームさつま園

施設長 柿添信義

新年明けましておめでとうございます。今年も何とぞよろしくお願い申し上げます。2011年は、なんと言っても3月11日に発生した東日本大震災のことを一番に挙げなければなりません。百年に一度と言われる未曾有の震災に我々も驚かされ、そして涙を流しました。いまだに仮設住宅での生活をしておられる方がほとんどですが、東北地方の方々の忍耐強さには頭が下がる思いです。

鹿児島県社会福祉施設経営者協議会が中心となって企画したものですが、7月19日から10月6日まで宮城県南三陸町の「デイサービスセンターうたつ」へ8法人が交代でボランティア活動いたしました。私共の法人も女性スタッフを2名派遣し、少しあは役に立ったのではないかと自負いたしております。

他に色々なことがありましたが、前向きに全てをとらえ、人生の教訓であったと考えていきたいと思っております。2012年がどのような年になるか皆目見当もつきませんが、良い年となるよう頑張っていきたいと思います。県経営協では、組織強化を図るために、ただいま未加入法人に対しまして加入をお願いしております。経営協のメリット等御理解いただき、是非御加入をお願い申し上げます。

皆様にとって今年も良い年ありますようにお祈り申し上げます。

【事務局記：県経営協組織・財政調査検討委員会委員長】

経営協新規加入促進月間

県経営協ではこの1月を未加入法人に対し役員を中心として、加入を呼びかける特別月間としております。経営協の役割やメリットについて御案内申し上げますので、ぜひとも御理解・御協力をお願いいたします。全国経営協に結集して、制度改正等に対する発言力を強めましょう。

○「平成24年度県予算及び主要事業」について要望しました

自由民主党鹿児島県支部連合会へ

10月、鹿児島市内自民党県連会館において「要望聴取の会」が開かれました。自民党県連が、各界・団体からの要望を取りまとめて県当局へ申し入れするためのものです。

事前に提出した要望事項を基に各団体が順次説明、要望しましたが、当協議会は、別の公務で出席できなかった伊東会長に代わって松村副会長が出席し経営協として幅広く意見を述べました。福祉行政は、直接国の権限・所管に属するものが多く難しい部分がありますが、県においても国との折衝その他可能なものについては対処されると期待しています。

なお、今年度においては、6月に民主党鹿児島県総支部連合会に対し「(国)概算要求に向けた取り組み」について要望書を提出し、7月には「県議会環境厚生委員会委員との意見交換会」を開催してそれぞれ要請しました。また、今度の2月には県所管部・局長並びに知事との懇談会を開催していただくべく事務当局と交渉しています。

今後とも、地域の福祉増進に向けて、行政はもとより政党筋、議会とも臨機応変に意見を交わしていく。福祉施策に関する提言を実りあるものにするため、経営協に結集して行政との連携・協力を更に強化する必要があります。

《要望事項》大項目のみ抜粋

○社会福祉施策関係予算の確保○高齢者のための福祉サービス提供体制の充実○介護職員等の確保対策の充実・強化○障害者支援施策の総合的な推進○社会的養護施策の着実な推進 その他



県議会との意見交換会で
あいさつを述べる伊東会長

6 モデル経理規程

各法人が新基準へ円滑に移行するための手助けとして、全国経営協では旧基準同様に新基準においても「モデル経理規程」を作成中です。会計処理のルールである経理規程は法人ごとに策定することになりますが、近く提示・提供して各法人の参考にしていただきます。

7 今後の会計研修

当協議会では、これまで、平成23年7月に「改正案」を基にあらましとして、更に10月には正式制定を受けて、それぞれ改正に特化した研修会を実施しました。また、2月21日に会計専門家（顧問の公認会計士等）を対象にした中央研修会が、モデル規程等のツール類も材料として実施されるので、これを受けて当協議会でも3回目の研修会（鹿児島地区3月1日予定、奄美地区3月6日予定）を実施することとします。数字を用いるなど、より実態に即したものとなると考えています。

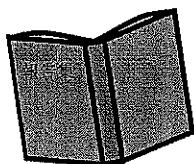
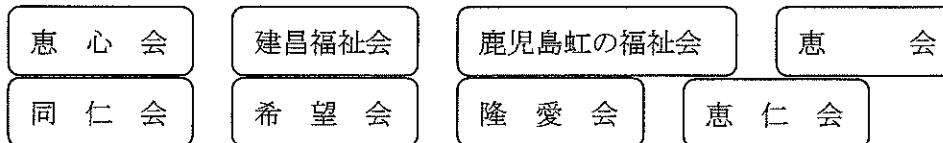
さらに、次年度以降の研修会においても必要に応じ臨機応変に新基準に触れてていきます。

「東日本大震災被災施設支援報告会」を開催しました

----- 感謝状の贈呈と各ボランティアによる実状報告 -----

当紙創刊号でお知らせした80日間にわたる被災施設支援が終了したことを受け、去る10月26日に報告会を開催しました。理事長を含む施設関係者27名、県所管部長、一般参列者約40名及び主催者など80名に、会となりました。

会では、多大な御協力をいただいた8法人に対し県社協会長から感謝状を贈呈した後、各ボランティアから貴重な体験について報告してもらいました。この報告については、社会福祉法人の今後における社会貢献活動の参考になるものと思います。また、形のある記録としても残すべく「報告集」としてまとめ、発行しました。



事務局便り

【前号発行後の経営協の取組み】

月 日	行 事 名	場 所	主な内容等
10月3,4日	組織加入促進	徳之島	未加入法人対策
10月7日	自民党県連要望	県連会館	県予算・事業に係る要望
10月26日	被災施設支援報告会	社会福祉センター	感謝状贈呈と実状報告
10月28日	第2回会計研修	城山観光ホテル	271名
11月5日	第2回経営者セミナー	〃	75名
11月24日	組織検討委員会	社会福祉センター	組織強化策協議
12月1日	九州セミナー	沖縄	経営協九州ブロック主催
12月19日	役員会合同会議	アーバンポートホテル	組織強化、被災地支援、他

【これから経営協の取組み（未確定を含む）】

月 日	行 事 名	場 所	主な内容等
1月～	組織加入促進	本土、奄美	未加入法人対策
2月未定	県経営協保育部会	鹿児島	保育所関係協議
2月未定	県知事との懇談会	県庁	政策等意見交換
2月14日	県監査有識者懇談会	〃	指導監査に関する意見交換
2月21日	指導者研修会	東京	新会計基準関係
3月1日	第3回会計研修	鹿児島	新会計基準関係
3月6日	〃	奄美	新会計基準関係
3月未定	福祉施設経営指導連協	鹿児島	指導事業の実績と計画
3月未定	県経営協役員会	〃	事業計画案、予算案